



第1回ふれあい人権講座

「教科書無償運動」

部落解放運動をきっかけに 全国民が手にした権利

■講師 伊田哲朗さん

私たちがあまり気づいていない事実ですが、過去、部落差別をなくすための運動をきっかけに全国民が恩恵を受ける施策がいくつも生まれています。代表的なものに、①戸籍・住民票の閲覧制限②高校奨学金制度の充実③就職の際の「全国高等学校統一用紙」④教育を保障する「義務教育教科書無償給与制度」などがあります。今回は、その中の「教科書無償」を実現した運動の歴史を学びました。



【高知県長浜から始まった】

昭和35年、長浜の被差別部落の母親たちが憲法を学ぶ中で、「義務教育は、これを無償にする」という条文に出会いました。話し合いを重ねるうち、憲法が保障しているにも関わらず、教科書が有償なのはおかしい、との結論に達し、具体的な運動が始まりました。「憲法を守る」という、国民にとって必然である思想が背景にあり、運動は大きく広がり、抵抗を受けながらも昭和38年「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立しました。翌年度から順次無償化が進んでいき、昭和44年にすべての小・中学生が

無償で教科書を受け取ることができるようになったのです。

【運動への無理解】

解放運動を誤解している方々から、「地区の人達は自分たちの利益を求めて活動している。地区の人達が優遇されるのは『逆差別』だ」：以前はこんな声をよく耳にしました。しかし、どうでしょう。

この教科書無償化の歴史を見るだけでも、そうした見方が誤りであることに気づきます。よく「沈黙の大多数」と言われるように、多数派はたいてい黙って見過ごそうとしがちです。社会のありよう疑問を抱いていても、黙々と目を追うのみ。そして、一部の心を砕き汗をかいた人の努力の成果を感謝することなく享受してはいないでしょう。基本的な人権はもとより、教科書無償も憲法に書かれています。正論を初めに声にしたのは誰だったのか？物事を知り本質を見る目を養いたいものです。

また、この日は、講師の集められた各地の女性の民族衣装も用意されていて、参加者は色とりどりの美しい衣装を身に付けて現地の暮らしに思いを馳せていました。

【お知らせ】

第2回ふれあい人権講座

部落差別解消をめざして

「解放への願いが変えた 社会を、さらに前へ(仮題)」

■日時 5月9日(火)

午後6時から

■会場 人権センター

部落差別解消を願う活動が、社会の仕組みを改善してきた歴史があります。まだ残る差別から前に進むために、私たちが変わるべきは何かを考えます。

5月の人権・行政相談所

■日時 5月12日(金)

午前9時～正午

■会場 子育て支援センター

(道の駅にちなみ日野川の郷向かい)
人権や行政の仕事に関する相談を人権擁護委員、行政相談委員がお受けします。予約は不要です。お気軽にお越しください。

